

若草集会所更新プロジェクトに係るプロジェクト事業者の公募・選定支援業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和5年4月28日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
若草集会所更新プロジェクトに係るプロジェクト事業者の公募・選定支援業務
- (2) 業務内容
別添「若草集会所更新プロジェクトに係るプロジェクト事業者の公募・選定支援業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 事業費上限額
本業務に係る費用は14,388,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課
広島市市民局市民活動推進課（本庁舎2階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel 082-504-2677 Fax 082-504-2066
電子メール toshikan@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「若草集会所更新プロジェクトに係るプロジェクト事業者の公募・選定支援業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 応募資格

本プロポーザルに参加する者の必要な条件は、次のとおりとする。なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、単体企業として参加する者が共同企業体の構成員となることや、他の参加者の再委託予定事業者となることは認めない。

単体企業の場合は、(1)から(9)の全てを満たすこと。

共同企業体の場合は、(1)から(4)を全ての構成員が満たし、(5)から(9)を構成員の1者以上が満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。

- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「30-02 調査・研究」に登録されている者であること。
- (6) 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が地質調査業務の登録種目「地質調査」に登録されている者であること。
- (7) 令和5・6年度建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」に登録されている者であること。
- (8) 平成20年度以降に、国又は地方公共団体が発注した、公共施設に係る民間事業者選定支援業務（アドバイザー業務）を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (9) 次のとおり技術者を配置できること。
 - ア 管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士の資格を保有し、かつ、(8)で管理技術者として従事した実績を有すること。
 - イ 管理技術者及び担当技術者は、公示日時点で参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利関係が公示日に連続して3か月以上存在すること。）にあるものとする。
 - ウ 地質調査業務における技術者（設計業務管理技術者）は技術士登録の建設部門（土質及び基礎）若しくはRCCM（地質又は土質及び基礎）の資格を有する者（（一社）全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者（「土壌・地下水汚染部門」の登録者を除く。））で、平成20年4月1日以降に完成・引渡し完了した、ボーリング30メートル以上の地質調査業務の履行実績を有する者を配置できること。（ただし、規模及び実績当時の立場（役割、所属会社等）は問わない。）なお、資格要件を満たしている場合には、管理技術者を兼務することができる。

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」から、「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度 方式・案件名」の順でダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和5年5月26日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和5年5月11日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式1-1）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和5年5月10日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和5年5月26日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年5月26日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査

(1) 若草集会所更新プロジェクトに係るプロジェクト事業者の公募・選定支援業務公募型プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令

和5年6月12日（月）を予定）

9 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 次に掲げる応募は、無効とする。
 - ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募
 - イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募
- (3) その他詳細はプロポーザル説明書による。